

公益社団法人愛知県建築士事務所協会 令和8年度事業計画

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

1. 事業計画の策定にあたって

愛知県建築士事務所協会は平成25年4月1日に公益社団法人へ移行したことにより、その社会的役割及び責任がこれまで以上に増しております。又、建築士事務所は、国民生活や産業活動に安心・安全を提供するため質の高い建築物等の設計を通じて、社会に貢献し、責任を果たしていくという役割を担っております。

昨今、建築物を取り巻く社会的要請は複雑で多岐・多様に渡っており、環境保全・整備、資源保護への配慮、又、高齢者、障がい者等を含めたすべての人々が快適に暮らせる街づくりへの関与、協力、配慮が求められております。

建築士事務所の社会的地位の向上には、前述のように多くの諸課題が存在しております。こうした課題に対し積極的に取り組み、地域社会からの信頼を高め、社会的地位の向上を図るためには、日々、自己研鑽を積んでいく必要があります。そのため、種々の研修会、講習会などの機会を多く設けていくとともに、諸制度の適切な運用に努めてまいります。

しかしながら、当協会会員である中小の建築設計事務所を取り巻く環境は、非常に厳しいと言わざるを得ません。このような厳しい状況下においても、当協会は、喫緊の課題として、近く発生が予想されている大震災から県民の生命・財産を守り、減災を図るという観点から、耐震改修の推進及び震災による被災建築物の相談業務を始めとして、放置してある空家調査など行政が推進する諸施策について、積極的に関わり、建築関係団体の立場から、協力、支援、助言をしてまいります。

また、令和4年6月に改正された「建築基準法」と「建築物省エネ法」は令和7年4月から施行されたので、建設業界全体では内容を把握していく必要があるため、法改正に伴う「建築物省エネ法」の講習会を開催し、対応できるよう努めているところです。

そこで、令和8年度は下記に掲げる喫緊の10課題を重点項目として取り上げ、本年の事業計画にすることといたします。

2. 重点事項

- 1) 県民生活の向上に資するため、建築士法第27条の2の「建築主の利益の保護を図る」ことを目的として、建築士事務所協会の業務の円滑化と社会的地位の向上を図るため、諸制度の適切な運用に努める。
- 2) 建築士事務所協会における公益法人としての役割について、県民への理解を深めていくため、会員等の資質向上を図り、能力を高めていく。
- 3) 法定団体としてふさわしい体制の維持を図る。そのため、会員名簿の閲覧や苦情解決を的確に推進する。
- 4) 指定事務所登録機関として、建築士事務所に迅速かつ適切に情報提供を行い、サポート業務等を完遂する。
- 5) 法定講習会については、日本建築士事務所協会連合会と連携し、講習会の実施事務を行い、更に建築士法第27条の2第3項第3号の規定による、建築士事務所の開設者に対する業務の運営に関する研修及び事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修の充実を図る。
- 6) 当協会及び会員の健全な発展を図るため、委員会の更なる活性化、種々の研修会及び講習会の実施、当協会事業の普及、PRに努め会員増強を図る。

- 7) 国土交通省告示第8号(新業務報酬基準)及び告示第670号(耐震診断及び耐震改修に係る業務報酬基準)の普及を図る。
- 8) 愛知県建築物地震対策推進協議会を始め、その他行政が設置している各種協議会等へ参加するとともに、行政が実施する諸施策について、積極的に関わり、協力、支援、助言等を行う。
- 9) 耐震改修促進法に基づく建築物耐震化の促進、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく長期放置空家の劣化状況調査、大規模災害時の初動体制を円滑に遂行するための各種協定の締結の促進等、行政が推進する施策について積極的に協力して対応する。
- 10) 本会の健全な発展に寄与するため、財政の健全化を図る。

3. 事業計画について

○ 公益目的事業

建築士法第27条の2に規定する建築士事務所協会であり、建築士事務所の業務の適正な運営及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主(県民)の利益の保護を図ることを目的としている。

A 指導勧告業務

建築士事務所の確認及び選択の機会の確保、並びに建築士事務所の開設者に対して建築物の設計等の業務の適正化について指導監督することに努める。

- ・ 建築士事務所登録及び登録簿等の閲覧
- ・ 建築士事務所への立入検査
- ・ 建築士事務所サポート業務

B 苦情解決業務

県民からの建築士事務所の業務に関する苦情を受け付け、解決することに努める。

C 研修業務

優秀な建築士事務所の開設者及び所属建築士の育成に努める。

- ・ 建築士事務所の開設者及び所属建築士に対する研修
- ・ 管理建築士講習
- ・ 一級・二級・木造建築士の定期講習

D 災害対策業務

- ・ 民間木造住宅耐震診断業務
- ・ 災害時における被災住宅・建築物復旧相談業務

E 表彰業務

専門知識を持つ建築士事務所の建築士が設計した建築物を表彰し、優秀作品を公表する業務。

- ・ 愛知県建築士事務所協会建築賞

F 広報業務

県民及び建築士事務所の開設者等に対し、建築に関する法令、建築行政の動き、建築物の災害防止に関するさまざまな最新情報を収集し、情報誌、情報発信サイトにて提供することにより知識の向上を図るための能力開発・支援事業に努める。

- ・ 建築関連情報誌の発行
- ・ 建築情報発信サイトの管理運営

○ 収益事業

建築文化の進展に寄与し、社会に貢献すること及び県民の建築に関する利益の保護を目的としている。

- A 建築書籍の販売
- B 建築士事務所及び建築士等に対する研修
- C 建築団体等からの事務受託

○ その他の事業（相互扶助等事業）

- A 会員の福利増進に関する事業
- B 官公庁への建議、諸団体等との提携、相互の理解と親善を増進する事業